

29指令5号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 豊田市錦町一丁目95番地

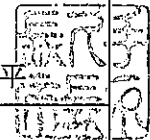
氏 名 ホーメックス株式会社

代表取締役 餅原幹也

平成29年2月27日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

平成29年3月17日

長久手市長 吉田 一平



取扱一般廃棄物の種類	塵芥(ごみ)
取 扱 業 務	収集及び運搬
業 務 区 域	長久手市全域
許 可 期 間	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで
条 件 許可変更の状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令、施行規則に定められた事項に準じて衛生的に処理すること。 2 長久手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則に定める条項を遵守すること。 3 尾張東部衛生組合の許可条件を遵守すること。 4 一般廃棄物処理業を廃止し、取消し、又は休止する場合、その他の事情の如何を問わず、市は一切の損失補填には応じない。 5 前各号にかかわらず、法律等が改正された場合、又は市長が必要と認めた場合は、許可を取消し、条件を変更し、又は別に指示することがある。